

## 定期接種実施要領 (抄) 新旧対照表

改正後	現行
<p>第1 総論</p> <p>1～16 (略)</p> <p>17 他の予防接種との関係</p> <p>(1) 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン又は、経皮接種用乾燥BCGワクチンを接種した日から別の種類の予防接種を行うまでの間隔は、27日以上おくこと。沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、不活化ポリオワクチン、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド、乾燥ヘモフィルスb型ワクチン、<u>沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン及び組換え沈降2価(4価)ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン</u>を接種した日から別の種類の予防接種を行うまでの間隔は、6日以上おくこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>18 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象期間の特例</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ Hib感染症については、10歳に達するまでの間</p> <p>エ <u>小児の肺炎球菌感染症については、6歳に達するまでの間</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>19～21 (略)</p> <p>第2 各論</p> <p>1～5 (略)</p>	<p>第1 総論</p> <p>1～16 (略)</p> <p>17 他の予防接種との関係</p> <p>(1) 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン又は、経皮接種用乾燥BCGワクチンを接種した日から別の種類の予防接種を行うまでの間隔は、27日以上おくこと。沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、不活化ポリオワクチン、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド、乾燥ヘモフィルスb型ワクチン、<u>沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン及び組換え沈降2価(4価)ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン</u>を接種した日から別の種類の予防接種を行うまでの間隔は、6日以上おくこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>18 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象期間の特例</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ Hib感染症及び<u>小児の肺炎球菌感染症</u>については、10歳に達するまでの間 (新設)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>19～21 (略)</p> <p>第2 各論</p> <p>1～5 (略)</p>

6 小児の肺炎球菌感染症の定期接種

小児の肺炎球菌感染症の予防接種は、初回接種の開始時の月例ごとに以下の方法により行うこととし、(1)の方法を標準的な接種方法とすること。

(1) 初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者

沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、初回接種については27日以上の間隔をおいて3回、追加接種については生後12月から生後15月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後であって、生後12月に至った日以降において1回行うこと。ただし、初回2回目及び3回目の接種は、生後12月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと(追加接種は実施可能)。

(2) 初回接種開始時に生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間にある者

沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、初回接種については27日以上の間隔をおいて2回、追加接種については生後12月以降に、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回行うこと。ただし、初回2回目の接種は、生後13月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと(追加接種は実施可能)。

(3) 初回接種開始時に生後12月に至った日の翌日から生後24月に至るまでの間にある者

沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、60日以上の間隔をおいて2回行うこと。

(4) 初回接種開始時に生後24月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある者

沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、1回行うこと。なお、政令第1条の2第2項の規定による対象者に対しても同様とすること。

7 (略)

6 小児の肺炎球菌感染症の定期接種

小児の肺炎球菌感染症の予防接種は、初回接種の開始時の月例ごとに以下の方法により行うこととし、(1)の方法を標準的な接種方法とすること。

(1) 初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者

沈降 7 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、初回接種については27日以上の間隔をおいて3回、追加接種については生後12月から生後15月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回行うこと。ただし、初回2回目及び3回目の接種は、生後12月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと(追加接種は実施可能)。

(2) 初回接種開始時に生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間にある者

沈降 7 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、初回接種については27日以上の間隔をおいて2回、追加接種については生後12月以降に、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回行うこと。ただし、初回2回目の接種は、生後12月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと(追加接種は実施可能)。

(3) 初回接種開始時に生後12月に至った日の翌日から生後24月に至るまでの間にある者

沈降 7 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、60日以上の間隔をおいて2回行うこと。

(4) 初回接種開始時に生後24月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある者

沈降 7 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、1回行うこと。なお、政令第1条の2第2項の規定による対象者に対しても同様とすること。

7 (略)